

<p>Q 1.医療機関から提出される申請書上の接種回数等に関する記載の真正性について、自治体ではどのように確認するのか。</p>	<p>A 1.VRS上の医療機関ごとの接種回数の集計データが国から提供される予定であり、その内容との整合性を確認し、不合理や疑義等ある場合は当該医療機関に個別に確認をさせていただく予定です。</p>
<p>Q 2.個別接種促進のための各種支援メニューについて、「巡回接種」による接種回数も対象となるか。</p>	<p>A 2.個別接種であれば「巡回接種」も対象となります。</p>
<p>Q 3.自治体が設置する集団接種会場も医療法上新たに一時的に開設する「診療所」として手続きを行うことになっていることから、「診療所」に対する個別接種促進のための支援メニューの対象となるか。</p>	<p>A 3.個別接種のみが対象となります。</p>
<p>Q 4.病院で特別な体制を組んで50回以上/日の接種を一定期間中に4週以上行う場合に支援対象となる「看護師等」について、受付業務や接種者の補助を行う事務員その他の医療従事者、駐車場の誘導等を派遣会社から雇用した場合の人員等も含まれるのか。</p>	<p>A 4.コロナワクチンの接種業務に従事する方が職種を問わず対象となります。当該病院でコロナワクチン接種を行ったために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、特別な体制を組み、コロナワクチンの接種を行うにあたって必要な人員として配置したのであれば、コロナワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。</p> <p>※「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」で対象となる「看護師等」は、看護師・准看護師・歯科医師・救急救命士・臨床検査技師のみであり、薬剤師や事務職員等は対象とならないため、ご注意ください。</p>
<p>Q 5.病院で特別な体制を組んで50回以上/日の接種を一定期間中に4週以上行う場合の支援について、ワクチン接種の準備や後始末の時間も対象に含まれるか。</p>	<p>A 5.含まれます。</p>
<p>Q 6.病院で特別な体制を組んで50回以上/日の接種を一定期間中に4週以上行う場合の支援について、医師・看護師等の業務従事時間に1時間未満の端数があった場合、時間数はどのように計算するのか。</p>	<p>A 6.「医師」及び「看護師等」について、それぞれ延べ時間を日曜から土曜まで足し上げた段階で1時間未満の端数は切り捨てることとしています。</p> <p>※「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と計算方法が異なるため、ご注意ください。</p>
<p>Q 7.職域接種は接種回数に含まれるか。</p>	<p>A 7.職域接種については、原則、接種回数として算入することはできませんが、次に該当するものは、接種回数に含むことが可能です。</p> <p>※職域接種を受け入れた医療機関が補助対象となり得ます。</p> <p>【大学附属病院以外の場合】①及び②の両方を満たす必要があります。</p> <p>①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。</p> <p>②「中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。</p> <p>【大学附属病院の場合】①及び②の両方を満たす必要があります。</p> <p>①大学附属病院内で接種を行った。又は、大学の附属病院が当該大学内で接種を行った。</p> <p>②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。</p>